

部 局 長 各 位

市長 山下 昭史

令和5年度当初予算の編成方針について（通知）

三豊市予算規則第5条本文の規定に基づき、令和5年度当初予算の編成方針を下記のとおり通知する。

記

第1 国の動向

内閣府の月例経済報告（令和4年9月）によると、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、当面の経済財政運営に向けた考え方として、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を着実に執行するとともに、令和4年度予備費等を活用した「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対応し、消費や投資を始め民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げ価格転嫁など「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものとしていくとしている。

このようなことから、今後の国の動向に十分留意しつつ、国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組む必要がある。

第2 本市の財政状況及び予算編成の基本的な考え方

本市の令和3年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.2%で、令和2年度と比較して2.7ポイント低下したものの、普通交付税や地方消費税交付金等の依存財源の増額が主な要因で、依然として財政構造の硬直化が見られる。また、財政調整基金については、令和3年度末現在高は約69億円で、令和4年度末には、約51億円と平成29年度末現在高の約102億円から約半分の残高となる見込みである。5年連続で財政調整基金の取崩しを行っており、財源不足が経常的になっている。

このように、財源不足を財政調整基金で補う極めて厳しい財政状況に直面していることから、持続可能な財政運営を行うためにも、これまで以上の財源確保、歳出削減、業務見直しの取り組みを行う必要がある。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の動向や原油価格・物価高騰により、財政収支の先行きが見通せない状況ではあるものの、令和5年度から令和9年度までの5年間の財政収支の仮試算を実施したところ、何ら対策を講じない場合、5年間で122億円を超える財源が不足する見込みとなった。

このため、持続可能な財政運営を確保しつつ、第2次総合計画（平成30年12月策定）に掲げる「One MITOYO ～心つながる豊かさ実感都市～」の実現に向け、三豊市新行政改革大綱に掲げる事務事業の見直し、組織機構の見直し及び最適な人員配置、公共施設の再配置、歳入確保という4つの取組みを行い、三豊市第2次総合計画の重点プロジェクトに必要な事業の財源の確保を行っていくこととし、真に必要で緊急性の高い実現可能な事務事業についてのみ予算化するものとする。

第3 当初予算の編成要領

1 総括的事項

(1) 重点事項

当初予算については、総計予算主義の原則に基づき、年度間を通じて予測される全ての歳入歳出を漏れなく計上して編成することとする。年度途中の補正については、真にやむを得ないもの以外を行わないので厳に留意すること。

重点事業については、第2次総合計画における基本目標及び基本方針に対応するもので、同計画の第5期実施計画で示すものとする。

【基本目標】

- ① にぎわいが地域を元気にするまち（産業・交流）
- ② 知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち（教育・文化・人権）
- ③ 子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち（健康・福祉・医療）
- ④ 人と自然が守られる定住のまち（暮らし）

【基本方針】

- ① 市民が可能性を切り開くまちづくり
- ② 効率的で健全な行財政運営

(2) 財政収支計画に基づく厳格な予算管理

新型コロナウイルス感染症の流行や不安定な世界情勢により、先行き不透明な状況ではあるが、合併特例債の発行期間（令和7年度まで）を踏まえ、将来的な財源状況等を勘案した適正な歳出規模への計画的管理が不可欠であることから、財政収支計画（平成30年10月策定、令和4年10月見直し）に基づき、厳格な予算管理を行うこととする。

令和5年度当初予算は、財政収支計画で定めた一般財源総額243億8,800万円の枠内に収めるものとする。

なお、令和5年度予算については、要求時における歳出が歳入を大きく上回ることが見込まれ、要求される事業の全てを実施することが困難となることが推測される。国・県支出金等の積極的な歳入の確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、「選択と集中」により全ての歳出経費をゼロベースから見直し、事業の廃止や大幅な縮小等の抜本的な見直しを推進することで、新たな財源を確保することを原則とする。

(3) 事業の重点的・計画的推進

部局長の運営方針や事後評価結果等を踏まえ、事務事業の取捨選択を行った上で、各部局における事業の優先順位付けを確実に実施し、予算を編成すること。

なお、人口減少対策、地域経済の好循環の確立、子育て支援や教育環境の充実、公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）に基づく老朽化対策等の政策的経費については、予算編成過程において検討するものとする。

また、合併特例債の発行期間内に終えておくべき公共施設の統合整備等（除却を含む。）については、「公共施設整備等計画」に基づき、人口減少による社会の変化を十分踏まえ、真に必要なものについてのみ計画するものとし、財政負担の軽減及び平準化に努めること。

(4) 行財政改革の実行

今後、右上がりの経済成長を望むことはできず、税収は限られ、人口は減少傾向にある。さらに、社会保障費の増加で予算はますます硬直化していることから、新たな予算を増やすには、別の予算の削減をセットで考えなければならない状況にある。

そうしたことから、市民サービスを低下させないよう、引き続き行政内部の合理化を徹底して進めつつ、今後においては地域や現場の創意工夫を汲み上げるボトムアップによる改革を含め、更なる組織・予算の最適化と、公共サービスの在り方をより進化させることで、自治の熟度と財政健全化の双方に貢献する「質の改革」に取り組むこと。特に、三豊市新行政改革大綱（令和4年3月策定）において、各部署で掲げた集中改革プランについては、予算に反映させながら着実に取組を進めること。

(5) 議会・監査委員の意見等の対応

議会及び監査委員からの要請や指摘事項等については、その趣旨を十分尊重し、速やかな改善等を図ること。また、請願や陳情等についても、事業の緊急性や実現性の可否等を精査すること。

(6) 国・県の動向等の的確な把握

国・県の予算編成の動向等に十分留意して的確に見積もるとともに、あらゆる方策を講じて積極的な財源の確保に努めること。

(7) 横断的行政課題等への対応

行政ニーズの多種多様化に伴い、複数の部署に関連又は類似する事務事業等が見込まれる場合は、関係部署間で調整し、事業の統合化と効率性の向上を図ること。

(8) 行政の役割分担の明確化

行政の役割はもとより、その守備範囲と経費負担区分等を明確にすることで、経費全般にわたる徹底した見直しを進めること。

(9) 予算編成状況の情報共有

予算編成過程の情報共有のため、予算要求状況や査定進行状況等について、経営会議（部長会議）において報告するものとする。

2 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、財源の確保に最大限努力するとともに、社会経済情勢の変動、国・県の施策及び制度の改正の動向等に十分留意の上、正確な積算基礎により確実な額を見込むこと。

ア 市税については、一般財源に占める重要性を認識の上、地方税制度の動向や経済情勢の見通し、市民所得の推移等を把握・分析の上、的確に見積もること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉に努めるほか、減収額を補填する国からの交付金等を的確に把握し、積極的な財源確保に努めること。

イ 使用料及び手数料については、受益者負担に関する指針（平成28年10月策定）等に基づき、市民負担の公平性確保の観点に立ち、利用者負担の適正化を図ること。なお、実施した検証結果については予算に反映させること。

ウ 国・県支出金については、事務事業の緊急性及び必要性、効果等を十分精査の上、対象事業を厳選するとともに、国・県の制度改正や予算編成の動向等に十分留意すること。あわせて、新規・既存の事業を問わず、補助金交付要綱の再確認や同様の事業における他団体の活用事例の情報収集等を行うことにより、補助対象となるものは必ず活用し、財源の積極的な確保を図ること。また、補助金・負担金対象事業になるものを市単独補助事業として実施することのないよう十分留意するとともに、補助事業を理由とした安易な事業着手により、結果として多額の一般財源の持ち出しを招くことのないよう留意すること。

エ 財産収入については、市有財産の状況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地については、処分を含め有効活用を検討すること。また、財産貸付収入については、社会経済情勢等を考慮しながら見直しを行い、適正に見積もること。

オ 市債については、公債費の増加が後年度の財政運営に多大な影響を及ぼすことから、発行額の抑制に努めること。また、地方交付税措置のある有利な市債の選択に心掛けるとともに、事業の適債性、充当率等については、財政経営課と事前に協議すること。

カ ふるさと応援寄附金や広告収入・資金運用等、金額の多寡にかかわらず、零細又は捕捉が困難なものについても極力把握するとともに、あらゆる角度から新たな財源の確保について積極的に検討すること。

3 歳出に関する事項

全ての事業は、収入が確保されて初めて実施できることを念頭におき、単年度の収入で単年度の支出を補うことを基本に、安易な前年踏襲の考えは捨て、既存事務事業は必要性・有効性を厳しく検証するとともに更なる効率化を進めること。

ア 予算要求額の過大見積りを避けるとともに、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果等に欠ける経費は計上しないこと。

- イ 会計年度任用職員の人件費については、毎年度、多くの不用額が発生していることを鑑み、真に必要とされる予算を精査すること。人事課が別途周知するヒアリングにて承認を受けること。
- ウ 扶助費のうち市単独事業については、事業の内容変更（対象者の精査等）や廃止等、事業の見直しを図ること。
- エ 政策的経費については、第5期実施計画に計上されていることを絶対的条件とし、予算規模等の関係上、優先順位を明確にすること。
- オ 新規事業の実施又は既存事業の拡充を行う際には、ゼロベースで原点に立ち返って事業の効果を検証し、必ず持続可能な制度となるよう事業を構築するとともに、その財源は事業の終了等に伴う自然減ではなく、積極的な事業の廃止及び見直しにより生み出すこと。
- カ 補助金・交付金交付事業については、補助制度創設時の目的及び趣旨に立ち返り、改めて必要性を検証すること。コロナ禍において市民の生命財産を守るもの及び市内経済活動の支援に直接つながるものを除き、減額や廃止を検討すること。
なお、同一団体への補助金等の交付は全て3年をもって見直すこと。ただし、国や県等の補助を受けた補助金については、その補助期間の終了の時点で見直すこと。
- キ イベント・行事の開催については、コロナ禍の状況を見据えたイベント・行事の在り方を検討するとともに、国や県から示されたイベント・行事等の開催に関する方針等を踏まえた感染防止対策を行うことを想定の上、予算要求すること。
- ク 民間委託等の積極的な活用により、サービスの質の向上及び経費等の削減を図ることが可能な事務事業については、アウトソーシングに関する指針（平成23年3月策定）により、更なる業務改革を進めること。特に、職務内容が民間と同種又は類似した業務で、民間委託の進んでいない分野については、指定管理者制度のほか、様々な民間委託の可能性を検討すること。また、民間資金とノウハウを活用して効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法として、PPP・PFIについても導入を検討すること。
- ケ 公共施設等の整備費に関しては、建設部局との調整はもとより、平成24年第2回三豊市議会定例会における工事請負契約の変更契約に関する付帯決議に留意すること。
なお、公共施設の新設、建替、解体及び大規模改修・修繕に関する案件については、営繕事務フローを確認のうえ必要な手続きをとること。公有財産管理審査会の審査対象事案については、予算要求前に、公有財産管理審査会での方針決定が必要であること。方針決定後、建築住宅課に事前協議書を提出し、審査を受けたものを予算化すること。
また、公共施設等総合管理計画との整合性を図るとともに、現有施設の利用状況と運営方法の再点検を行い、民間委託、転用及び譲渡を含め、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換の中で、地域の実情に即して計画すること。
- コ 節別積算基準については、別添の「歳出予算節別積算基準表」を参照すること。

4 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むとともに、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。また、財源を

安易に一般会計に依存することなく、国・県支出金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。

5 企業会計に関する事項

企業会計については、独立採算制を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の削減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。

【連絡先】 政策部財政経営課 TEL (0875) 73-3010
